

## 独立行政法人海上災害防止センター中期計画

独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間におけるセンターの中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化の推進

センターは、函館、佐世保、鹿児島の3箇所に支所を配置している。

これら3支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災艇」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災艇」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。

#### (2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。

行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人件費を削減する。

俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

#### (3) 関係機関等との連携の強化

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、

これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。

- (4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 海上防災措置実施事業

海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。

#### 機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築

機材部は全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。

#### 契約防災措置実施者の能力の向上

##### ア 契約防災措置実施者に対する訓練

排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。

##### イ 巡回研修会

地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。

### (2) 機材事業

船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。

事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収装置等を確

実に運用できるよう各基地で毎年度 1 回の訓練を行う。

### (3) 海上防災訓練事業

#### 訓練の重点化

1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。

特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。

#### 有益な訓練の実施

海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより 70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。

アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

### (4) 調査研究等事業

過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。

調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。

自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。

### (5) 国際協力推進事業

過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関の加付に準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより 70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。

アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

#### (1) 自己収入の確保

センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。

#### (2) 予算（人件費の見積りを含む。）

平成15年度～平成19年度予算 (単位百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
収 入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	1,691	4,089	5,780
その他	107	462	569
繰越金（注）	162	541	703
計	1,960	5,091	7,051
支 出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0
受託経費	1,423	2,938	4,361
一般管理費	482	1,558	2,040
その他	0	175	175
次期中期目標の期間 への繰越金	55	422	477
計	1,960	5,091	7,051

（注）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第185号）附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したものの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[ 人件費の見積り ] 期間中総額 1 , 4 2 4 百万円を支出する。  
[ 運営費交付金の算定方法 ] 該当なし。

## (3) 収支計画

平成15年度～平成19年度収支計画

(単位百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
費用の部	2,026	5,434	7,460
經常費用	2,026	5,415	7,441
防災費	922	0	922
防災業務管理費	126	0	126
機材業務管理費	0	24	24
機材業務費	0	741	741
消防船業務費	0	1,357	1,357
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	623	623
訓練特別積立金繰入	0	0	0
調査研究業務管理費	0	6	6
調査研究業務費	0	144	144
調査研究特別積立金繰入	0	0	0
受託業務管理費	374	40	414
指導助言費	1	0	1
一般管理費	482	1,558	2,040
減価償却費	121	922	1,043
財務費用	0	18	18
臨時損失	0	0	0
収益の部	1,918	4,913	6,831
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	936	3,860	4,796
受託収入	755	230	985
寄付金収益	25	170	195
資産見返負債戻入	121	364	485
その他	82	292	374
臨時利益	0	0	0
税引前純利益( 税引前純損失 )	107	521	628
法人税、住民税及び事業税	0	7	7

法人税等調整額	0	0	0
純利益（純損失）	107	528	635
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益（総損失）	107	528	635

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### （4）資金計画

平成15年度～平成19年度資金計画

（単位百万円）

区別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合計
資金支出	1,960	5,091	7,051
業務活動による支出	1,905	4,494	6,399
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	175	175
次期中期目標の期間への 繰越金	55	422	477
資金収入	1,960	5,091	7,051
業務活動による収入	1,798	4,550	6,348
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	1,691	4,089	5,780
その他の収入	107	462	569
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
繰越金（注）	162	541	703

（注）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第185号）附則第2条第6項及び第7項の規定により、海上災害防止センターから承継したものの。

各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

#### 4．短期借入金の限度額

排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

5 . 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。

6 . 剰余金の使途

剰余金は予定していない。

7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。

(2) 人事に関する計画

海上防災業務を的確に実施するための人員配置とする。

参考

各年度における人件費削減の取組による、前年度予算に対する各年度の人件費削減率は以下のとおり(%)

平成18年度	平成19年度
0.3%以上	0.3%以上